

2020株主総会行動写真

(第507回金曜行動)



三菱重工 大丈夫？

MRJ 三菱リージョナルジェット 開発開始2008年

初号機納入予定 2013年、2014年6月期に延期、
2015年半ば以降に延期、2017年4-6月期に延期、
2018年半ばに延期、2020年半ばに延期、2月延期公表、
6月、三菱航空機はスペースジェット・国産ジェット旅客機の
開発体制を縮小。親会社・三菱重工の業績悪化をうけて。

真っ当な 経営なのか

目先の利益だけを追い求めてきたのではない。利益を求めるあまり、自前の技術者育成をおろそかにし、多くの外国人技術者を採用したり、外注で済ませてきたのではないのか。

数年前アイダ名の豪華客船2隻の建造で2000億円の赤字を出したが、三菱重工はその反省をしてきたか。

重工重役の判断は真っ当か

三菱重工の戦争中の強制連行、強制労働の後始末を未だにしていない。挺身隊員に賃金さえ払わず、強制連行・強制労働が名古屋の裁判で認定された、にもかかわらず、「主文で勝訴」と言い、未払い賃金さえも払おうとしていない。この判断は真っ当なのか。

三菱重工は、社史に岩崎弥太郎以降を書き連ね、日本敗戦後の財閥解体で一旦、途切れたようだが、人脈は切れることなく現在に至っている。

植民地支配下の朝鮮半島から連れられ、1944年6月から三菱重工名古屋航空機製作所道德工場、同大江工場らで働いた300人の少女がいた。名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊員で、朝鮮半島へ帰るのが翌年10月末、都合17ヶ月間働かされたことになる。

名古屋に来て半年後、12月7日、昼過ぎ東南海地震がこの地を襲った。道德工場は日清紡の工場を接收して、新司令部偵察機の製造工場として改装された。広い空間を確保するため、間柱



百式司令部偵察機

や隔壁を取り除いた。耐震性がなくなり、地震で工場はすべて倒壊した。

工員、学徒、挺身隊員合わせて57名が死亡した。挺身隊員の6名が死亡。



道德工場跡地に隣接する追悼碑

地震の11日後、零式艦上戦闘機を製造していた大江工場は、米軍のB 29爆撃機の空襲により壊滅させられた。

1945年1月以降、工員、学徒、挺身隊員は富山県の大門工場、福野工場に移送され、挺身隊員は10月下旬まで働かされた。帰国は富山駅から。富山を発つとき、三菱の担当者は、「手荷物を持っていかなくても良い、給料と一緒に必ず送り届ける」と言った。

帰国後74年、給料は届かなかった。

日本で働けばうまいものは腹一杯、女学校もと騙し連れきて働かせ、給料未払い。「誠実」を社是に掲げる三菱重工、戦後処理せず、放置で真っ当か。

重工は韓国大法院判決に従え

5月6日、原告の李東連さん死去。三菱重工名古屋航空機製作所道德工場などで働いた元朝鮮女子勤労挺身隊員李東連さんは、重工の強制労働に耐え、帰国後の日本軍「慰安婦」との同一視被害に耐え、名古屋の裁判では匿名で通し敗訴に耐え、韓国光州での裁判に臨み、2018年11月韓国大法院の勝訴判決を受けたが、体力は出廷を許さなかった。



2015.6.24 韓国光州高裁勝訴判決集
会 中央 右手を挙げる李東連さん
我が事のように喜ぶ高校生

植民地支配の象徴

勤労挺身隊の少女たち

全羅南道と忠清南道から合わせて300人の13歳～15歳の少女が名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊員として名古屋航空機製作所道德工場と同大江工場に1944年5月末に連れてこられた。

皇民化教育

「天皇陛下の御ため」との皇民化教育を受け、進んで天皇のために身を捧げる魂の教育を受けた。植民地支配されている朝鮮の子が、学校に通えて、給料がもらえる、給料を持って帰れば、親も許してくれるに違いないと自分に言い聞かせ、親に内緒で押印する、形式的には自発的な応募です。

17ヶ月間の労働と寮生活

1944年6月から第四菱和寮を寄宿舎とし、偵察機を造る道徳工場、戦闘機「零戦」を造る大江工場に行進して出勤し行進で帰寮した。寮の朝食と夕食、工場での昼食は量も少なく、いつも空きっ腹を抱えていた少女たち。

帰国後被害

日本敗戦、植民地支配が終わり、帰郷した彼女たちを、日本軍「慰安婦」との同一視の視線が待っていた。「挺身隊」身を差し出す意の名称ゆえ「慰安婦」と混同された。

帰国する少女が手荷物を持ち、三菱重工の給料袋を持って帰っていたら、それを証拠として、同一視被害を避けられたかもしれない。「汚いおんな」と蔑まれ、縁談は断られ、結婚しても、夫から何かあれば疎まれ、子からも距離を置かれたという。

名古屋の朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の10年が、彼女たちと挺身隊を韓国社会に認知させ、同一視はなくなった。

日本軍「慰安婦」問題と

韓国と日本のマスコミで正義連と尹
国会議員が取り上げられているが、す
べての責任は日本政府にある。なぜ
か、この問題を解決してこなかったか
らです。三菱重工の挺身隊訴訟も同様
です。三菱重工が、少なくとも17ヶ月
間の給料を全員に渡していたならば、
この裁判は起こらなかった。

日韓請求権協定で解決済み？

徴用工・挺身隊の韓国大法院判決に日本政府は「日韓請求権協定で解決済み」と言い張る。請求権協定で日本政府が韓国政府に提供したのは無償・有償合わせて5億ドルに相当する日本国の生産物と日本人の役務、それらは韓国の経済発展に使われるとある。浦項製鉄所やソウルの地下鉄建設など。

協定文も正確に読めない安倍内閣では、真つ当な外交はできない。

三菱重工よ、挺身隊を無給で働かせた事実を消せず

日韓請求権並びに経済協力協定（財産及び請求権に関する問題の解決並びに

5月6日 李東連さん、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟原告死去

5月7日 李容洙さん、日本軍「慰安婦」被害者、正義連へ批判の記者会見

5月8日 李鳳仁記者の「南京からのマスク朝鮮学校に届く」との記事

三人の李さんが偶然にも3日続きの記事になりました。



“原告に笑顔を” 2015,10,10 集会
左が 金中坤さん



左から 梁錦徳さん 李東連さん 金性洙さん

一人目の李東連さんは、前記訴訟の原告の一人でした。1999年3月1日名古屋地裁提訴の原告ですが、5人の原告の中で、子どもたちに不利益が降りかからないようにと匿名原告を通しました。この日本での裁判によって、韓国で挺身隊員と日本軍「慰安婦」がはっきり区別されるようになりましたが、同一視されてきたことによって、日本の三菱重工で働いていたことも給料を一銭ももらっていないことも訴えることができませんでした。同一視から解放された、これが日本の裁判の成果の一つです。挺身隊員も日本軍「慰安婦」も、ともに日本による植民地支配の犠牲者です。日本の最高裁での敗訴の4年後、韓国光州地裁への提訴(2012年10月24日)では原告・李東連と表明しました。2018年11月29の韓国大法院の原告勝訴判決を受けましたが、すでに体力は衰え、被告の三菱重工の敗訴判決に従わないことによって、原告の名誉は回復されたものの、慰謝料を受け取ることはできませんでした。葬儀には光州市長も参列し、マスクミ取材は30社を数え、この問題への韓国での関心の高さが伺われます。

韓国挺身隊問題対策協議会（挺対協）という実体は日本軍「慰安婦」問題対策協議会で、会の命名も日本軍「慰安婦」と挺身隊員の混同の歴史を表しています。現在は日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯で、「正義連」が略称となっています。

二人目の李容洙(91歳)さんは、5月7日、韓国大邱市で、記者会見しました。これについて朝日新聞は、9日に「正義記憶連帯(旧挺対協)」が集めた募金の使途が不透明」、「30年近く利用された」などと報道し、中日新聞は「ソウルの日本大使館前で日本政府に抗議するために毎週開かれている水曜集会を

若者に憎悪を教えている、と批判し、今後は参加しないと表明した(ソウル・共同)」など書いた。

5月25日李容洙さんは二度目の記者会見を開きました。上の朝日や中日新聞のように、日本軍「慰安婦」問題の解決を日本政府に迫るのではなく、「元慰安婦、支援団体を批判」朝日の見出し、「元慰安婦が抗議集会批判」中日の見出しのように、元慰安婦が正義連と抗議集会を批判という歴史認識のない報道ぶりを見て、李容洙さんは改めて記者会見を開き、配布した声明文には「私は二つは必ず守られなければならない、慰安婦被害者の名誉回復と日本の謝罪と賠償及び真相の究明、その間に成し遂げてきた闘争の成果が毀損されてはならない。」とあり、李容洙さんの30年の運動の結論です。

三人目の李鳳仁さんの朝鮮新報の記事の見出しは「きょうだいのように思っている」「中国・南京から朝鮮学校へマスク届く」です。

中国で新型コロナウイルスの感染拡大する中、1月、南京の虐殺記念館から生存者と職員用にマスクの送付依頼があり、大阪の南京大虐殺60年実行委員会が会員らにマスク提供を求め、集まった約1000枚のマスクを2月26日郵送した。この返礼に記念館から2800枚ものマスクが3月31日、大阪に届けられた。マスクをどうするかと思案した大阪の実行委員会は「朝鮮学校に贈る」ことを決め1%の底力で朝鮮学校の教育を支える会を通じて総聯大阪府本部委員長にマスクを届けました。「きょうだいだと思っている」と在日中国人の心情が記事の見出しになりました。

日本と朝鮮民主主義人民共和国とは国交がない。朝鮮半島の日本による35年間の植民地支配、その北半分には戦後の後始末さえしていない。支配しておいて賠償もしない日本は、国連安保理の常任理事国にはなれない。日本国内でも朝鮮人差別は続けられ、朝鮮高校授業料無償化適用除外はこの最たるものです。文部科学省が民族差別を続けて、裁判所もそれを追認しているこの国の恥すべき現状です。

南の大韓民国はどうか、李東連さん原告の挺身隊訴訟、韓国の大法院判決に対して、日本政府は「日韓請求権協定で解決済み」とうそぶいています。では聞こう、請求権協定で解決済みならば、日本軍「慰安婦」問題で、2015年12月28日、岸田外務相と韓国尹外交通商相との間で10億円拠出・不可逆的解決という外相合意をした。「日韓請求権協定で解決済み」ならばなぜ外相合意をしたのか。日韓請求権協定は無償3億・有償2億、合計5億ドル分の日本国の生産物と日本人の役務が韓国政府に提供され、韓国の経済発展のために使われる、と明記されている。現金は1円も韓国政府に渡っていない。

三菱重工は名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊員およそ300人に17ヶ月分の給料を支払っていないことを知っていても、未払い賃金を支払わず、韓国大法院で確定判決が出てもその慰謝料を支払おうともしない。

日本政府も企業も韓国や朝鮮国を蔑視したままです。この名古屋には挺身隊訴訟を支援する会があり、多くの会員がいる。日本軍「慰安婦」問題については旧日本軍による性的被害女性を支える会が街頭宣伝をしており、朝鮮高校の無償化を求める支援団体が訴訟支援や路上ライブをしている。

アメリカ政府は、戦争中の日系人強制収容について、1988年レーガン大統領が戦勝国であっても、人種差別による人権侵害を謝罪し、生存者一人あたり2万ドルを支払い、謝罪文を渡し、教育での再発防止を約した。ドイツ政府はナチスの強制労働について企業と基金を折半して拠出し、外国人被害

者160万人に2000年から補償した。これだけを見ても、日本政府と三菱重工が戦後補償すべきことは明らかです。

理解できない政府と企業に未来はありません。

「請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。」とある。

経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定)

[場所] 東京

[年月日] 1965年6月22日

[出典] 日本外交主要文書・年表(2), 584 - 586頁. 外務省条約局「条約集・昭和40年(二国間条約)」.

[備考]

[全文]

日本国及び大韓民国は、

両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、

両国間の経済協力を増進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、大韓民国に対し、

(a) 現在において千八十億円(一〇八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三億合衆国ドル(三〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたって無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円(一〇、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三千万合衆国ドル(三〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることができる。

(b) 現在において七百二十億円(七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される二億合衆国ドル(二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定

に基づいて締結される取極に従つて決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうingために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない。

2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

3 両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

（a）一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

（b）一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉晋一

大韓民国のために

李東元

金東祚